

授業料免除等申請要領

(高等教育修学支援新制度)

令和6年度 後期 在学生

2020年度以降入学の学部生用 (留学の在留資格を有する者を除く)

※在留資格が留学の学部生及び大学院生はこの要領の対象ではありません。該当の申請要領に従い申請をしてください。

【授業料免除】

2020年以降入学の学部学生（留学の在留資格を有する者を除く）には、国の制度である「高等教育修学支援新制度」により、入学料・授業料減免を行います。

授業料免除を希望する農学部及び工学部の学生で日本国籍を有する者及び永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者は日本学生支援機構へ給付型奨学金の申し込みを行い、本要領指定の申請書類を提出することで、給付奨学生に採用された際には採用区分に連動して入学料・授業料が減免されます。なお、日本学生支援機構の給付型奨学金を申請中又は申請する予定の学生は必ず徴収猶予の申請も行ってください。

【授業料徴収猶予】

授業料納入期限を2月末まで延長申請する者は提出してください。

【現在高等教育修学支援新制度の支援を受けている者(給付型奨学金受給中の者)へ】

授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、減免に係る継続願(A様式2)を提出する取扱いとしていましたが、令和6年度より継続願の提出が不要となりました。授業料徴収猶予を希望する学生は徴収猶予の申請をしてください。

【申請対象者】

- ・日本学生支援機構（JASSO）給付型奨学金に申し込む予定の者
- ・日本学生支援機構（JASSO）給付型奨学金を申請中の者
- ・高等教育の修学支援新制度の支援を受けている者のうち、授業料の徴収猶予を希望する者

【申請方法・申請窓口】

1. 日本学生支援機構へ給付型奨学金を申し込む（新規申し込み学生のみ）
2. 本要領及びSIRIUS掲示板の案内に従い申請書類を準備し、申請期間内に申請会場にて提出する

注：すでに高等教育修学支援制度を利用している者は、令和6年度より、継続願の提出は不要となりました。

【担当窓口】

所属	担当窓口	申請期間 (土日祝除く)	電話	メールアドレス
農学部	府中地区学生支援室学生生活係	9月9日(月) ～9月10日(火)	042-367-5579	a-gkall@cc.tuat.ac.jp
工学部	小金井地区学生支援室学生生活係	9月10日(火) ～9月13日(金)	042-388-7011	t-life@cc.tuat.ac.jp

※やむを得ない事情で申請が困難な場合は、必ず事前に各担当窓口で相談してください。申請期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても受け付けません。

また、最終日は大変な混雑が予想されます。早めに申請をしましょう。

【申請書類】

	書類	提出対象者
1	A 様式 1 (授業料等減免の対象者の認定に関する申請書)	給付型奨学金に申し込み予定、申請中の者 (受給中の学生は提出済のため不要)
2	授業料徴収猶予願	徴収猶予を希望する者

注：令和6年度より、従来提出していた A 様式 2 の継続願の提出は不要となりました。

- ★1 他団体が実施する支援事業等が給付型奨学金の併用不可としている等の理由で、授業料減免のみを希望する学生は、給付型奨学金にも申し込んだうえで、その認定後に給付型奨学金の受給を「停止」することができます。在学中に他支援が打ち切られた場合には給付型奨学金の受給の「停止解除」をすることもできますので、状況の変化に円滑に対応できるよう、給付型奨学金への申し込みを推奨します。
- ★2 ★1 の内容を理解したうえでなお、何らかの事情により給付型奨学金の申し込みを希望しない学生は担当窓口にてメールにてご相談ください。

【発表予定日】

12 月頃 [通知文書](#)にて発表。

発表前に JASSO より給付型奨学金振込が行われる場合があります。

【発表後の流れ】

授業料

全額免除者	納入は不要です。
一部免除者/不許可者	預金口座振替手続きをされた預金口座から授業料の決定額(全額、2/3 額、1/3 額、3/4 額)を引き落とします。発表日に指定される期限(口座振替日)の前日までに入金願います。 ※猶予された場合、諸事情によりやむを得ず預金口座振替手続きをされていない場合は、連帯保証人(留学生は本人宛)に振込依頼書を送付いたしますので、金融機関でお支払いください。その場合の、振込手数料はご負担願います。 なお、発表後の授業料徴収猶予を希望する場合は、予め授業料免除申請と同時に徴収猶予申請を行ってください。(発表後に徴収猶予の申請はできません。)

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

東京農工大学 学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、東京農工大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が東京農工大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】			
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合がありますこと
③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合がありますこと
※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。
④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。